

# 子どもが主人公

子どもの人権

子どもの相談・支援

子どもの成長・おとなの役割

～子どもの視点で考える～

2022年8月現在 多田元（弁護士）

# 子どもたちによる ポスター

子どもから大人までどんな  
相談にも乗ります！

お電話してくだされば  
食べたりしながら 事務所で  
話せます お電話お待ちしております

人間は様々な悩みを抱えて  
います。その悩みを聞き、  
解決へ！



# 子どもの支援～自己紹介

## 子どものパートナーを志して

**1969年 裁判官任官**

**1972年 名古屋家庭裁判所少年事件担当**  
**子どもの問題に関心**  
**以後通算10年少年担当**

**1988年 金沢地裁**  
**8月 裁判官中退**  
**以後、6ヶ月間 無職**  
**金沢 おーぷんはうすの会**

# 子どもの支援～自己紹介

## 子どものパートナーを志して

- 1989年 弁護士開業**  
**国連子どもの権利条約成立**
- 1995年 子どもの虐待防止ネットワーク・**  
**あいち創立（愛称キャプナ）**  
**CAPNA**  
Child Abuse Prevention Network Aichi
- 1997年 キャプナ弁護士**  
**現・子どもサポート弁護士**

\*

# 子どもの支援～自己紹介

## 子どものパートナーを志して

**1998年 NPO法人全国不登校新聞社創立**  
**2020年6月退社**

**2006年 NPO法人子どもセンターパオ創立**  
**子どものシェルター開設**

**2011年 自立援助ホーム**  
**ぴあ・かもみーる開設**  
**2021年5月退会**

\*

# 子どもの支援を志す 家庭裁判所で学んだこと

少年は非行の場面では加害者、  
しかし、それ以前に虐待、いじめその他不適切な扱いによって傷ついた被害を背負って生きている被害者

# 子どもの支援を志す 家庭裁判所で学んだこと

少年法の健全な育成の理念は、  
少年の育ちのプロセスに生じた問題とみる  
非行観

その理解を通じて非行の意味を理解し、  
科学的・合理的根拠のある処遇を行う。  
子どもの成長の可能性への科学的根拠のある  
信頼に立ち、成長発達の権利の主体とみる。

# 家庭裁判所で学んだこと

非行事実から少年を見るのではなく、  
少年の理解をとおして、非行の意味を  
理解すること

人間がお互いに尊重しあう前提は  
お互いを100%わかっているこ  
とではなく、ひとりひとりちがう  
未知の存在をわかろうとすること  
(ゴリラ研究者山極寿一教授)

# わたしが出会った少年 附添人として

家庭裁判所の審判 → 少年院

少年はいじめられていたことを  
言えなかった。

孤立・苦登校

非行事実重視の裁判官の決定

附添人 抗告（不服申立） 棄却

# わたしが出会った少年 附添人として

ひとりだけの中学卒業式

卒業の十五の春はそれぞれに

きっと花咲く明日を信じて

はじめ

いじめによる人権侵害、学ぶ権利の侵害、公平な司法判断への権利侵害

# 少年事件・附添人パートナー論

少年法 少年を弁護する弁護士を附添人と規定  
かつての附添人の役割論争

- ・ 附添人2面性論 ⇒ 少年の弁護人の役割と  
家庭裁判所の協力者
- ・ 附添人も刑事弁護人と同じ弁護人一元論

**附添人パートナー論** 1991年日弁連講演  
少年に寄り添い支援するパートナー  
家庭裁判所に対しては少年の支援に協力を求める  
司法ソーシャルワーク的役割も含む

# 少年のパートナーとして

「つきそいにん」の用語

2000年少年法改正前「附添人」

→ 改正後「付添人」

「附」は寄り添うという意味を含む

「付」は、与えるという意味を含む

「発付」「交付」など

附添人の用語が少年のパートナーの役割  
にふさわしい。

# 2021年5月少年法改正 2022年4月施行

- 1 18歳・19歳を「特定少年」  
原則逆送の範囲拡大  
(家庭裁判所から検察官に送致、刑事  
裁判に起訴、刑事処分)
- 2 起訴した「特定少年」につき、  
実名報道を許容、厳罰（刑罰）によ  
る社会からの分断

# 権利の主体としての子ども

子どもの視点にたつ理解

子どもの権利条約

子どもは権利行使の主体

3条 子どもの最善の利益

⇒子どもの視点で

12条 子どもの意見表明の権利

⇒子どもの視点で

⇒ 子どもの代理人(代弁者)の

支援も必要

子どもの自己決定の尊重

# 権利の主体としての子ども

## 6条

子どもの生きる固有の権利と発達の保障

固有 (inherent) とは、そのものだけにあること

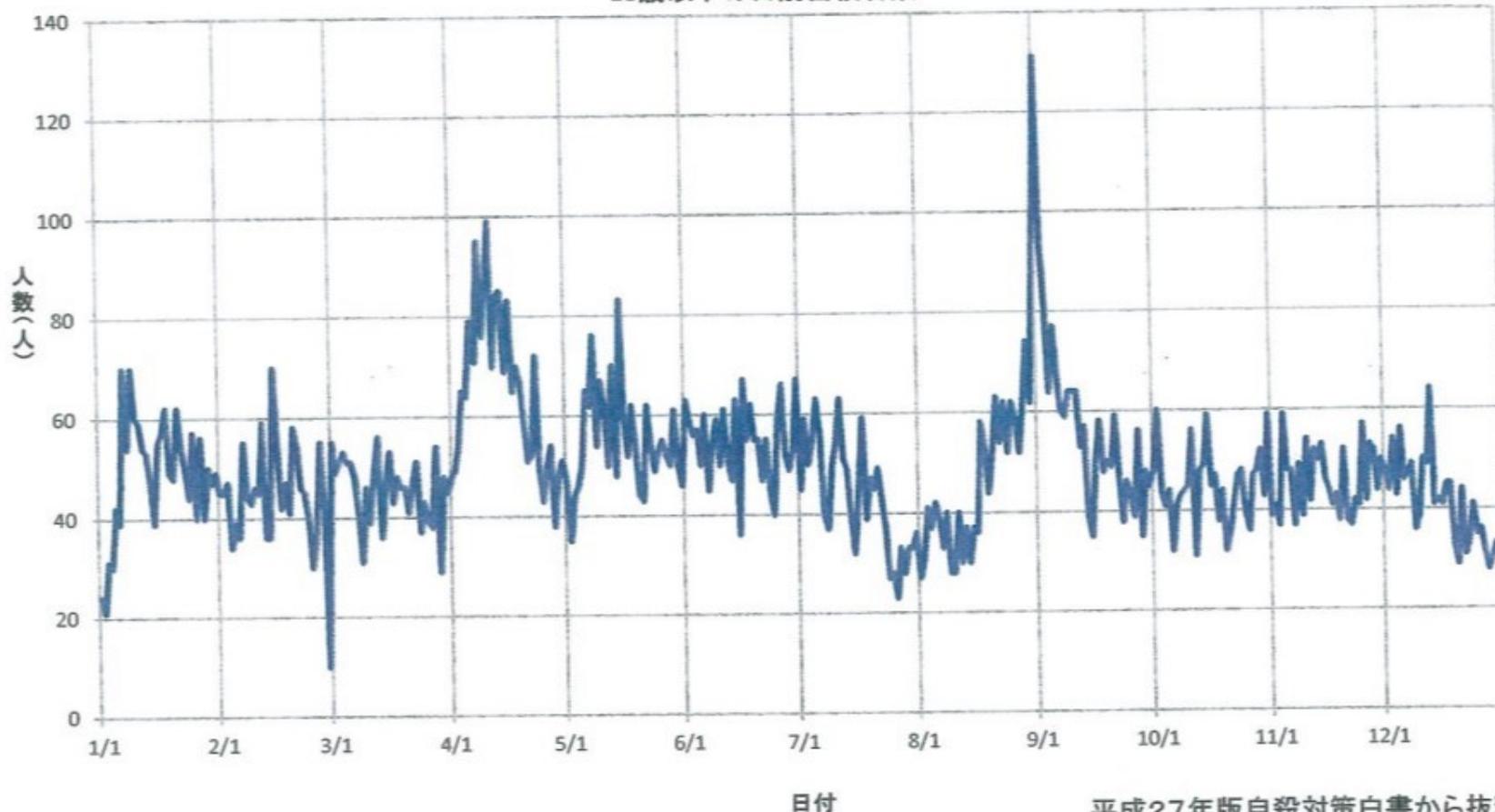
それぞれにちがっていい子どもの生き方を  
認める

# 子どもの生きる権利

## 平成27年版自殺対策白書(抄)

参考

18歳以下の日別自殺者数



平成27年版自殺対策白書から抜粋  
(過去約40年間の厚生労働省「人口動態調査」の調査票から内閣府が独自集計)

# 子どもの生きる権利

こうした状況は国際的にみても深刻であり（第1-10図）、15～34歳の若い世代で死因の第1位が自殺となっているのは、先進国では

日本のみであり、その死亡率も他の国に比べて高いものとなっている。

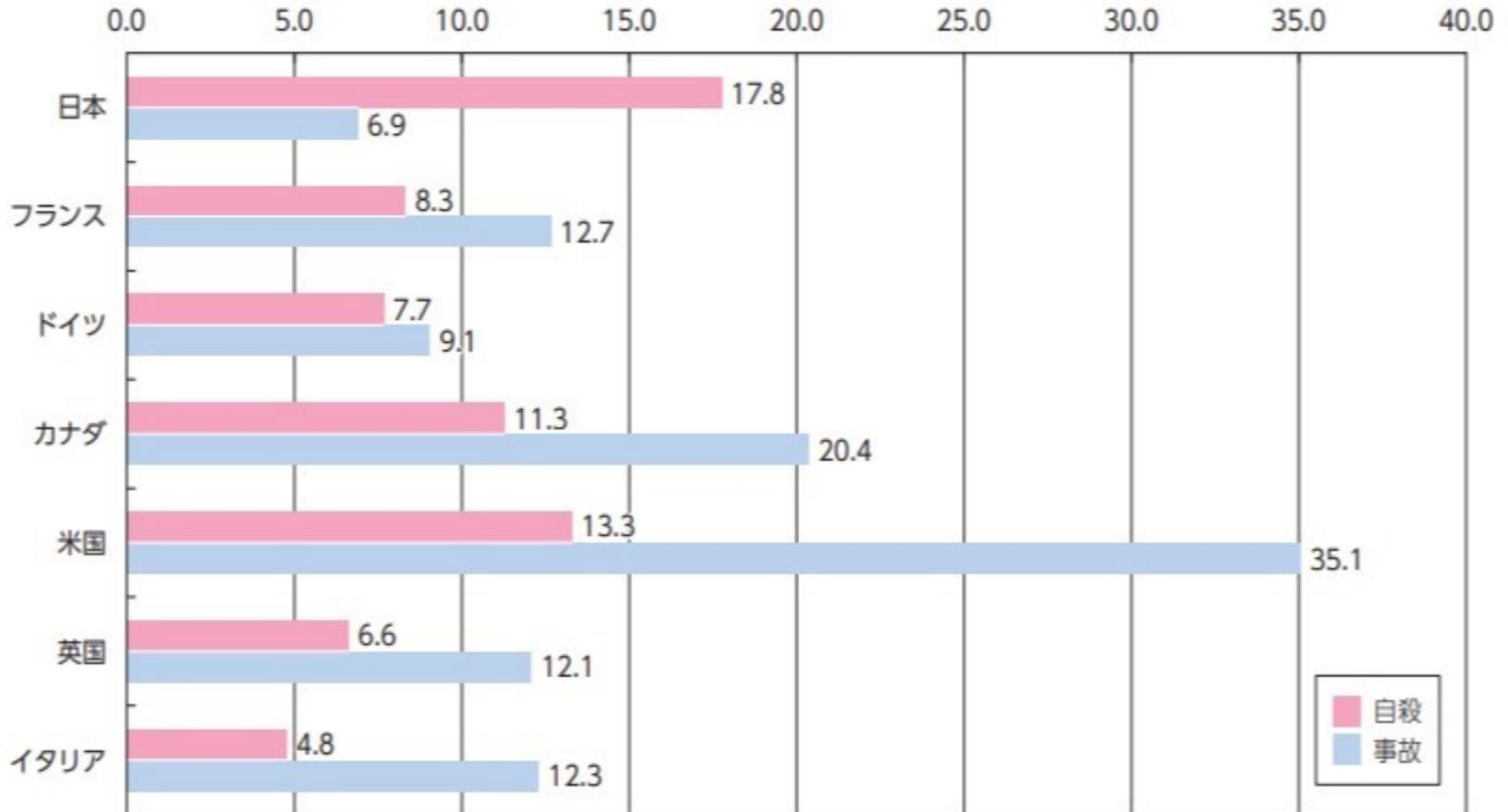
**第1-10図 先進国の年齢階級別死亡者数及び死亡率（15～34歳、死因の上位3位）**

	日本 2014				フランス 2013				ドイツ 2014				カナダ 2012			
	死	因	死亡数	死亡率	死	因	死亡数	死亡率	死	因	死亡数	死亡率	死	因	死亡数	死亡率
第1位	自	殺	4,557	17.8	事	故	1,955	12.7	事	故	1,710	9.1	事	故	1,924	20.4
第2位	事	故	1,775	6.9	自	殺	1,286	8.3	自	殺	1,450	7.7	自	殺	1,066	11.3
第3位	悪性新生物		1,339	5.2	R00-R99*		1,089	7.1	悪性新生物		981	5.2	悪性新生物		528	5.6

	米国 2014				英国 2013				イタリア 2012				韓国（参考） 2013			
	死	因	死亡数	死亡率	死	因	死亡数	死亡率	死	因	死亡数	死亡率	死	因	死亡数	死亡率
第1位	事	故	30,708	35.1	事	故	2,038	12.1	事	故	1,589	12.3	自	殺	2,580	18.3
第2位	自	殺	11,648	13.3	自	殺	1,120	6.6	悪性新生物		889	6.9	事	故	1,225	8.7
第3位	殺	人	8,303	9.5	悪性新生物		1,070	6.3	自	殺	620	4.8	悪性新生物		874	6.2

※ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類の第10回修正版）の第18章「症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの」に該当するもの

# 子どもの生きる権利



注意：「死亡率」とは、人口10万人当たりの死亡者をいう。

平成29年版厚労省自殺対策白書

# 文科省2021年6月23日通知

2020年 自殺者全体21,081人  
(前年比912人増)

18歳以下児童生徒499人 (前年399)  
(うち女子中高生209人 前年1.7倍)  
(厚労省統計)

# ユニセフ(国際連合児童基金)の 子どもの幸福度調査報告

ユニセフが1988年世界の子どもの権利推進のために  
イノチェンティ研究所を設立(イタリアのフィレンツェ)  
2020年9月レポートカード16発行(日本ユニセフ協会訳)  
先進国と新興国38カ国を調査

日本 5歳~14歳の死亡率の低さ・健康は1位  
精神的幸福度 38カ国中 37位  
15歳の「生活満足度」指標の低さ  
「15~19歳の自殺率」の高さ  
友だち関係のもち方 いじめの体験

# 子どもの生きる権利と 居場所の保障

## 「世界中の子どもの権利を守る30の方法」

国際子どもの権利センター・合同出版2019年

子どもの生きる権利：

どの子も安心して人間関係を  
つくりあうことができる

居場所の保障

- 子ども、家庭が孤立しないよう、地域の居場所、家庭訪問型相談支援の活動が必要とされている。

# 川崎市「子どもの権利条例」2000.12

## 27条 居場所の保障

子どもには、  
ありのままの自分であること、  
休息して自分を取り戻すこと、  
自由に遊び、活動すること、  
安心して人間関係をつくりあうことができる  
居場所が保障される。

# 子どもの権利条約 31条

締約国は、子どもが休息とレジャーについての権利と、  
子どもがその年齢に適した遊びとレクリエーションの活動をしたり、  
文化的な生活や芸術に自由に参加する権利を認める。

# 子どもの参加

子どもの視点にたつと

⇒ 子どものパワーを認める

共に生き、共に育つおとなと子どもの  
良い関係がパートナーシップ

子どもの参加は、子どもとおとなの  
パートナーシップで実践される。

# リヤド・ガイドライン

## 1990年国連犯罪防止会議決議 「少年非行の防止に関する 国連ガイドライン」

青少年は、社会のなかにおいて積極的な役割とパートナーシップを認められなければならない。単に社会化(socialization)と管理(control)の対象とみなされてはならない。

# リヤド・ガイドライン

**1990年国連犯罪防止会議決議**

**「少年非行の防止に関する**

**国連ガイドライン」**

教育プロセスにおいて

青少年を単なる対象物としてではなく、積極的かつ有力な参加者として教育過程に関与させること

# 子どもの人権と子どもの参加 法制化への道

## こども基本法

「こども」とは、

心身の発達の過程にある者をいう(2条)

### ・1条 目的

憲法及び子どもの権利条約の精神にのっとり

- ・3条 こどもは、基本的人権を保障され、「自己に直接関係する全ての事項に関して」意見を表明する機会、多様な社会的活動に参画する機会を確保される 意見の尊重

# 子どもの人権と子どもの参加 法制化への道

## こども基本法

- 9条 こども施策の大綱    こども大綱
  - 10条 こども施策についての計画  
    都道府県こども計画
  - 15条 子どもの権利条約の周知の努力
  - 17条 こども家庭庁に、  
    特別機関    こども政策推進会議を設置
- ◎子どもの参加や人権侵害救済の支援のシステムの必要性

# 子どもの人権と子どもの参加 法制化への道

## こども家庭庁設置法

### 3条

心身の発達の過程にある者(こども)が自立した個人として健やかに成長することができる社会の実現に向け、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし

4条5号 地域にこどもの適切な遊び及び生活の場の確保

17号 いじめの防止等の相談の体制の整備

# 子どもの相談・支援の3つの視点

a)子どもの視点で問題を理解する

b)子どもとのパートナーシップ

c)子どもの意見表明、参加の支援

子どもが相談することも

子どもの参加のひとつのかたち

# 子どもの相談・支援の3つの視点

## 子どもとのパートナーシップのための3つの心構え

- ①子どもを支える、指導しない
- ②子どものことは子どもから学ぶ
- ③子どもにかかわるプロセスが大切

# 子どもを「支える」と「指導」

**支える：**

**子どもの力の肯定、信頼を基盤**

- ・ **子どもの本音、不安・緊張を緩める**
- ・ **囚われ、縛られた価値観から解放**

# 子どものパートナーとして 子どもを支えるために

## 「指導」のマイナス面について

- 子どもの力を否定、過小評価する危険
- 口先でもできる
- 子どもの言葉（本音）を聴くチャンスを逃す
- 子どもにとって暴力になりうる

# 子どもを「支える」と「指導」

子どもをどう支えるかを  
子どもから学ぶ  
支えることは、成果以上に  
プロセスが大切

# 「子どもの最善の利益」考慮の 評価基準（仮説）

## 評価する4つの基準

- ① 大人の都合、自己満足、独善で判断していないこと
- ② 子どもを理解していること
- ③ 子どもと共に考えていること
- ④ 子ども自身が安心、自信、自由を保障され、自己決定できる環境にあること

# 「子どもの最善の利益」考慮の 評価基準（仮説）

## 評価する4つの基準

- ① 大人の都合、自己満足、独善で判断していないこと

# 「子どもの最善の利益」考慮の 評価基準（仮説）

## ②子どもを理解していること

成長発達の権利の主体である子ども  
自身のニーズ（どのような支援を必要  
としているか）の理解

児童精神医学・児童心理等の知見に  
よって客観化できる面もある

# 「子どもの最善の利益」考慮の 評価基準（仮説）

## ③子どもと共に考えていること

「子どもと共に」という意味

子どもの視点に立ち、子ども自身の  
本音を知り、助言し、支える

# 「子どもの最善の利益」考慮の 評価基準（仮説）

④子ども自身が安心、自信、自由を保障され、自己決定できる環境にあること

子どもと共に考えるというための前提であり、子どもが抑圧を感じていないといえる状態が必要である

# 福島原発事故で避難した 中学1年生

## 2016年 横浜市 いじめケース

### 第三者委員会調査報告

ばいきんあつかいされて

いままで何回も 死のうと思った。

でも、しんさいで いっぱい死んだから

つらいけど

ぼくは生きるときめた。

# いじめ防止対策推進法

①**定義**：子どもに対して、同じ学校にいる等子どもと一定の人的関係にある他の子どもが、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、その行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの。（第2条）

②**禁止**：子どもはいじめを行ってはならない。  
(第4条)

# 不登校に関する潮流の変化

## 学校へ行く道がすべてではない

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の  
機会の確保等に関する法律」

- 1 条 教育基本法と子どもの権利条約の趣旨
  
- 3 条 不登校児童生徒の多様な学習の支援
  
- 1 3 条 不登校児童生徒が学校以外の場で行う  
多様で適切な学習活動の重要性  
個々の不登校児童生徒の休養の必要性を  
踏まえて支援する

# 子どもの視点にたつ不登校

## 文科省の基本指針（平成29年3月31日）

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」 平成28年

### 7条に基づく基本指針

- (1) 不登校は環境によりどの児童生徒にも起こり得る。
- (2) 不登校は問題行動と受け取られないよう配慮する。
- (3) 登校という結果のみを目標とせず、主体的な自立の支援。

# 不登校と子どもの視点

文科省令和元年10月25日

「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」

学校復帰を目的とした指導から、不登校支援へ  
過去の通知を廃止。

## 基本的な考え方

- ・ 不登校児童生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会に自立することを旨とする必要があること。
- ・ 児童生徒によっては不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある。
- ・ 一方で学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

# 不登校と子どもの支援

文科省令和元年10月25日「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」

フリースクール等学校以外の学習を「出席認定」することも可能とする（学校復帰を条件にせず）。

学校を「心の居場所」とすることも求められる。

# 不登校と子どもの支援

## 事例 中学不登校(2学年)

教員のパワーハラスメント 心的外傷(通院)

- 中学3年 担任に信頼できる教員を配置
- 欠席をカウントしない扱い(東京葛飾中学校で実践) 学校へ行かない日は「家庭学習」と評価、担任の家庭訪問面接
- 3学年は欠席ゼロ・志望の高校へ進学

☆奥地圭子著 「明るい不登校」

～創造性は「学校」外でひらく～

NHK出版新書

# 不登校と子どもの支援

## 小学校の不登校 不登校中の成績評価

- 小学校3年生で長期不登校。子どもは家庭学習、学習塾へ通う**ホームエデュケーション**
- 4年学年末に担任が通知表の成績評価しないという
- 文科省通知に基づきホームエデュケーションも成績評価すべきことを校長、教育委員会に意見提出。  
⇒通知表修正

**学校教育法施行規則57条「平素の成績を評価」**

# 子どもの虐待

しつけか虐待か

⇒子どもの視点でみる子どもの虐待

小林美智子医師 <厚労省「子どもの虐待防止の手引」>

虐待の定義は子ども側からの定義であり、親の意図とは無関係です。子ども側にとって有害な行為であれば虐待なのです。我々がその行為を親の意図で判断するのではなく、子どもにとって有害かどうかで判断するように視点を変えなければなりません。

# 子どもの視点に立った虐待防止

子どもの視点



親も困っている



親への支援



子どもの虐待防止

家庭の孤立・孤独な子育て

(親も家庭環境に恵まれない育ち)

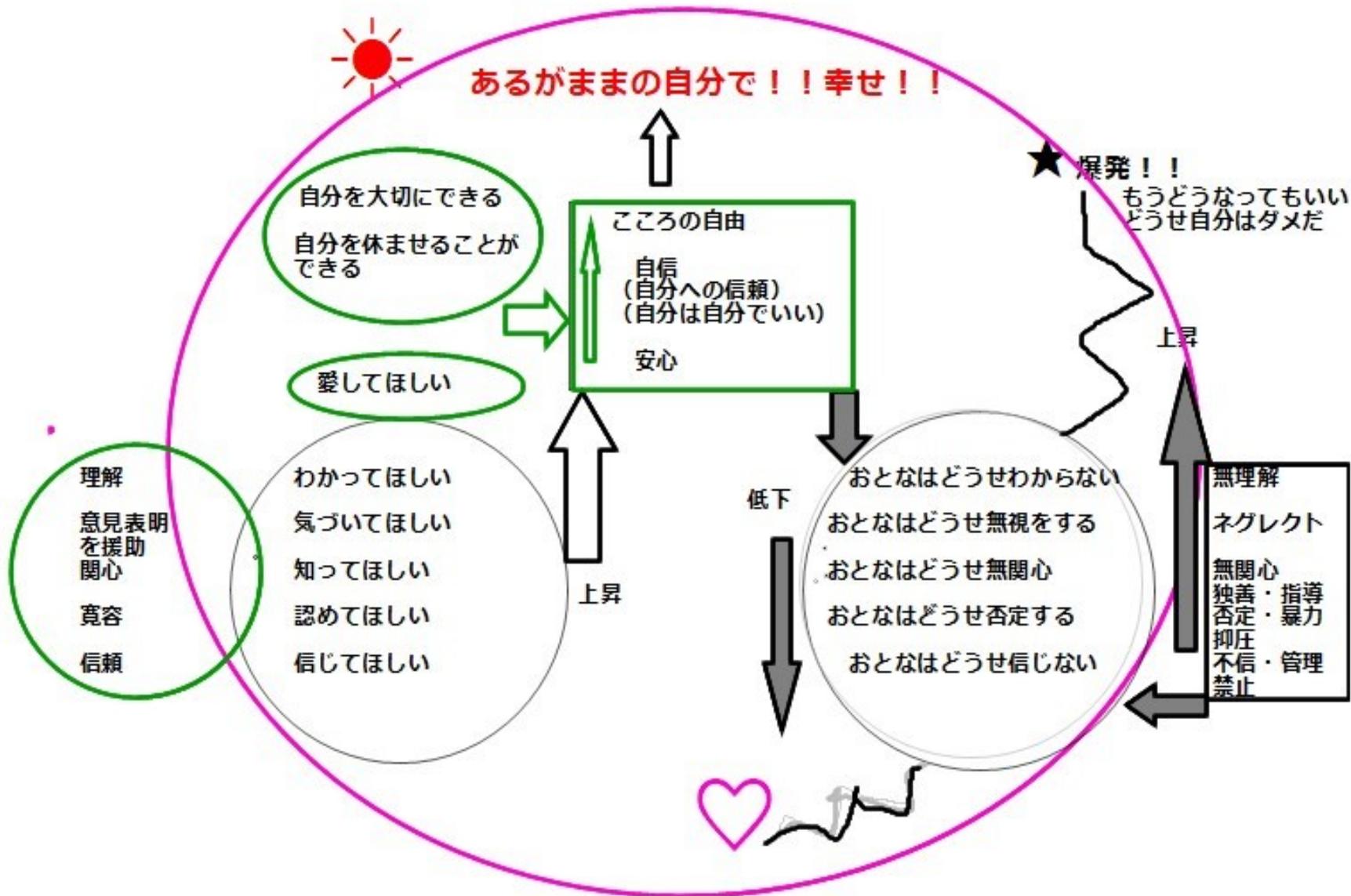
# 子どもの虐待からの保護と自立

児童虐待の防止等に関する法律  
保護と自立支援とのちがい

自立支援と子どもの視点

子どもセンターパオの自立支援  
どんなあなたも すてきなあなた  
あなたのままでいいんだよ

# 回復の図



# 子どもの支援のための力

①子どもを信じる力

②子どもを温かく見守る力

③子どもに耳を傾ける力  
(聴く力)

# ご静聴ありがとうございました



白山の風に吹かれて草原に  
さかだちすれば 笑う草花